

# 困ったら、まず相談！ 悪質商法

## 次々販売

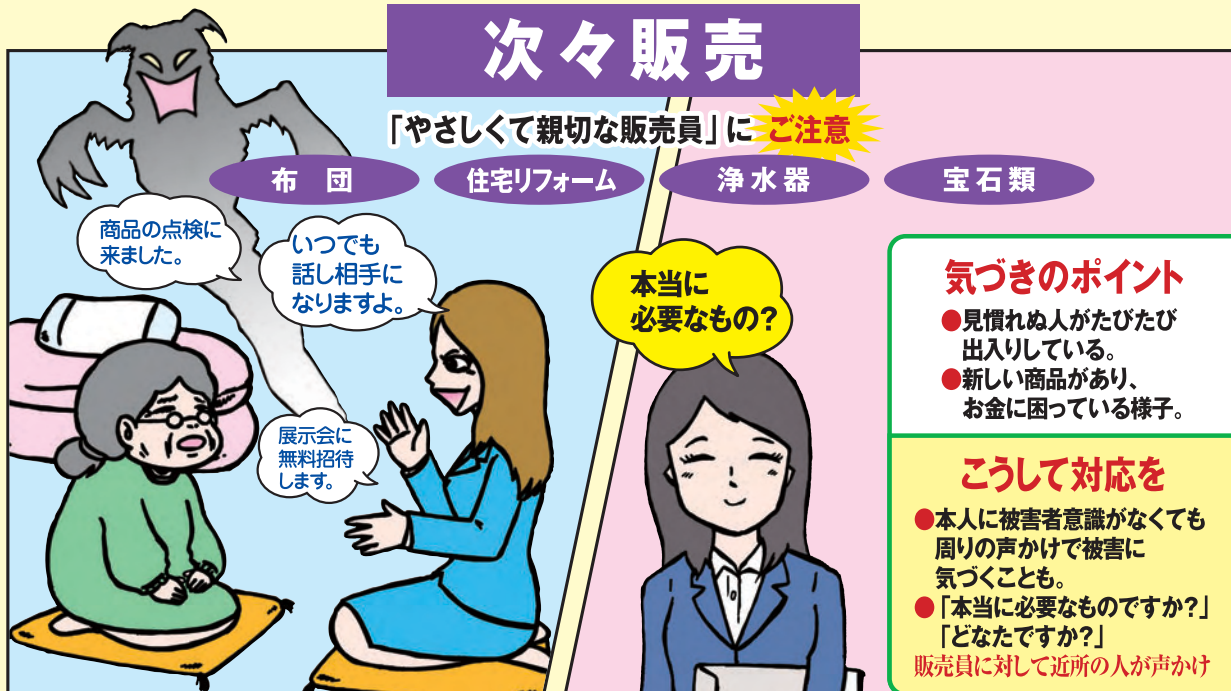
「やさしくて親切な販売員」にご注意

布団

住宅リフォーム

浄水器

宝石類



手を変え品を変え、次々と契約を持ちかけます。→きっぱり断る。一人で判断しない。

訪問販売・電話勧誘販売などの契約解除には「クーリング・オフ」制度を利用しましょう。

**クーリング・オフ**とは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内(8日、ただし例外もあり)ならば自由に契約を解除できる制度です。セールスマンなどに強引な勧誘を受け、意思の定まらないままに契約をしてしまった場合などに利用できます。クーリング・オフができる場合や期間など詳しくは消費生活センターへご相談ください。

### ハガキの書き方の例

○年○月○日、貴社のセールスマン  
○○と○○の購入契約をしましたが、  
解除いたします。  
なお、商品は早急にお引き取りいた  
だき、支払った○○円を至急返金して  
くださるようお願いいたします。

○年○月○日  
〒162-0823  
住所 新宿区神楽河岸1の1  
氏名 東京太郎

### クーリング・オフ制度の手順

- 1 契約書面を受け取った日を含めて8日以内(例外もあります)に、書面で通知します。
- 2 ハガキに書いて両面をコピーします。コピーは大切に保管してください。
- 3 クレジット契約の場合は、クレジット会社宛にも通知します。
- 4 ハガキは「特定記録郵便」か「簡易書留」で送ります。
- 5 支払ったお金は、全額返金されます。商品の引き取り料金は業者負担です。

東京都消費生活総合センター | 〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1

03-3235-1155 受付時間/月~土 9時~16時

日・祝日・年末年始は  
お休みです。

土曜日も  
相談  
できます